

(別紙 2)

離婚調停の現状と課題について

1 離婚及び離婚調停の現状

(1) はじめに

離婚調停とは、夫婦間における離婚並びに付随する子の親権者指定、養育費の請求、財産分与及び慰謝料等の紛争を解決するための調停手続をいう。離婚は本来人事に関する訴訟事項であるが、人事訴訟として訴えを提起する前に調停を申立てなければならないことになっている（調停前置主義）。

なお、家庭裁判所の実務においては、婚姻関係の円満調整を求める場合も含めて「夫婦関係調整」事件として取り扱っている。

(2) 離婚及び離婚調停の動向

ア 離婚の動向

資料 1 のとおり

イ 離婚の種類

資料 2 のとおり

ウ 離婚調停の動向

(ア) 申立件数（新受件数）

資料 3 のとおり

なお、この数値は夫婦関係調整の事件数であり、離婚調停事件そのものの数値ではないが、このうちの 9 割以上は離婚調停事件と見られる。

(イ) 全調停事件における夫婦関係調整調停事件の占める割合

資料 4 のとおり

2 家事調停手続について

(1) 家事調停の意義

家事調停とは家庭裁判所における争いを解決する手段の 1 つであり、家事審判官（裁判官）のほかに調停を担当するにふさわしい資質、能力を備えた一般

市民から選ばれた2人以上の家事調停委員が加わって組織した調停委員会が当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促し、当事者の合意によって争いを解決することを目指す手続である。

家事調停の制度は昭和23年に始まったが、裁判所の手続に対する国民の司法参加の先駆けの制度でもある。訴訟のように厳格な手続でないために、だれでも簡単に利用でき、解決までの時間も比較的短く、当事者の円満な解決を図ることが期待できるということで幅広く利用されている制度である。

(2) 調停手続の流れ（資料5）

ア 申立て

当事者が申立書を作成し、裁判所に提出する。なお、申立書の用紙及び申立ての説明書は家庭裁判所に備え付けてある。

裁判所で受理した調停事件は担当する家事審判官に配てんされる。

イ 調停委員の指定

家事審判官が通常2人の家事調停委員を指定して、調停委員会を構成する。

ウ 調停期日の指定

第1回期日を指定する。この期日は、受理からおおむね2週間から1箇月の間で指定されている。

エ 調停期日

調停期日では、家事調停委員が中心となって当事者から事情聴取を行い、解決に向けた説得や調整を行う。また、事案によっては事実の調査や証拠調べなどを行うこともある。

調停委員会では、家事調停委員が家事審判官に期日における状況や結果等を報告し、事件の争点や紛争解決への課題等について評議を重ねる。

オ 調停成立

当事者双方が合意に達すれば調停成立となる。その結果については、期日に立ち会った裁判所書記官が調停調書を作成する。その調書に記載された事

項は確定判決と同じ効力を有する。

(3) 調停手続に関わる者の役割（資料6）。

ア 家事審判官

家事調停は原則として家事審判官1人と家事調停委員2人以上で構成される調停委員会によって行われるが、家事審判官が具体的事件ごとに家事調停委員を指定し、調停手続は家事審判官の指揮下に進められる。ただし、調停成立、調停不成立、調停をしない措置など調停事件処理に関する重要事項については、すべて調停委員会の決議によって決められ、構成員の意見が分かれた場合は多数決によることとなっている。

イ 家事調停委員

家事審判官と調停委員会を構成し、法律の専門家である家事審判官とは別に、社会の様々な分野で幅広い経験を有する一般市民の立場から、当事者に適切な助言を行い、紛争の実情に即した妥当な解決に導くという役割を果たしている。

ウ 裁判所書記官

家事調停のいわばマネージャーとしての役割を担い、記録の審査をして当事者の主張や証拠の整理を行い、調停委員に調停期日を連絡し、当事者を呼び出し、調停の経過を記録化して、調停成立時などには調書の作成を行っている。また、記録の整理保管も行っている。

エ 家庭裁判所調査官

家庭裁判所調査官は、人間諸科学の専門家として、第1回調停期日前や調停進行中において、当事者及び関係者との面接等によって紛争と関連するすべての事項の調査を行ったり、当事者が理性的な状態で調停に臨めるように援助するなどの調整や、調停期日に立会って当事者に助言や援助を与え調停の進行の促進を図るなどの関与を行っている。

オ 医務室技官

当事者の精神的又は性的な問題が紛争の原因となっていたり、調停期日において当事者が情緒不安定になった場合、精神科医として事件処理に必要な診断を行い、報告を行うことで調停の進行に関与している。

3 離婚調停事件の処理状況

(1) 終局事由

資料7のとおり

(2) 平均審理期間（申立てから終局までの期間）

終局した夫婦関係調整調停事件について、申立てから終局までに要した期間をみると、平成17年の全国平均が約4.1箇月、大阪家庭裁判所管内平均では約4.8箇月となっている。

4 離婚調停の課題等

もともと離婚調停事件は、DVや児童虐待の問題、親権や子の監護など子供に関する問題、財産分与や養育費など金銭的問題などが絡み、感情的対立が激しいこともあって、人間関係を調整する家事調停手続の中でも解決が困難な事件であるが、早期に紛争を解決したいという当事者のニーズに応えて、適正かつ効率的な事件処理を行わなければならない、そのために、具体的な調停事件の手続の中で、調停委員会が手続の進め方や内容を工夫をするなどの調停の充実を図っているところである。